

中野区自殺対策審議会条例

平成 3 0 年 7 月 2 3 日

条例第 2 7 号

（設置）

第 1 条 中野区の自殺対策について総合的かつ効率的な推進を図るため、区長の附属機関として、中野区自殺対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1） 自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）第 1 3 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保健医療関係者
- （3） 社会福祉関係者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審

議会については、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（資料の提出等の要求）

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

（守秘義務）

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。